



令和7年度歳末たすけあい助成事業

交付申請のご案内



※提出期限:12月5日(金)

市民や地域の企業・団体からいただいた「歳末たすけあい募金」を、必要とする世帯に年末見舞金として交付しています。

民生委員・児童委員にご協力をいただきながら実施することで、「地域と福祉のつながり」をつくることも目的としています。

交付を受けるには申請が必要です。対象となる世帯の条件を確認の上、裏面にある助成申請書に記載し、お住まいの民生委員・児童委員、または事務局（大船渡市YSセンター）まで提出してください。

対象世帯

①～③にすべて該当し

- ①大船渡市内に住んでいる
(施設入所者、長期療養者を除く)
- ②生活保護を受給していない
- ③慢性的に生活が困窮状態である



いずれかに該当する個人及び世帯

- ・高齢者一人暮らしまたは高齢者のみの世帯(75歳以上)
- ・生計中心者が障がい、疾病のため就労が困難な世帯
- ・生計中心者が同居家族への介護のため就労が困難な世帯
- ・収入が著しく減少したことにより、生活維持が困難な世帯
- ・18歳以下の未就労児童のいる一人親世帯
- ・18歳以下の未就労児童が3人以上いる核家族世帯